

令和2年12月8日

福津市議会

議長 江上 隆行 様

総務文教委員会

委員長 下山 昭博

総務文教委員会報告書

令和2年第5回福津市議会定例会の会期中において、下記の調査事項につきまして所管事務調査を行いましたので、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項

総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託の事務処理について

2. 調査期間

令和2年12月4日（金）

3. 調査にあたって

- (1) 10月30日開催の総合教育会議において、受託業者が学識経験者等の意見を報告したが、この報告に係る当該委託業務が予算計上された後に発注、業務遂行となっていたのかについて調査した。
- (2) 当該委託業務の事務処理において、予備費充用及び契約に係る決裁文書は市長が起案し、決裁印も市長のみとなっていた。なぜこのような決裁文書となったのかを調査した。

4. 調査結果

- (1) 当該委託業務における予備費充用に係る決裁文書について調査をした。この決裁文書は令和2年9月30日起案、令和2年9月30日決裁となっており、決裁文書の日付は、契約日（10月1日）前日には、予備費充当がされていたことになる。11月30日の一般質問の市長答弁の内容（実際の起案行為は、令和2年11月5日であったこと）が、ヒアリングの中で再確認され、市長も決裁処理

がイレギュラーであることを認めている。起案行為が遅れ遡って事務処理をした理由は業務を優先した等であったことや、そのような過去の事例では、顛末書や始末書の提出で処理していたことも明らかになった。

(2) 予備費充用及び契約に係る決裁文書において、市長が起案、決裁印も市長のみとなっていることについて、その理由を調査した。市長を含め関係者から説明を受けたところ、通常の事務処理では担当者が起案後、事務決裁規程に基づき担当係長、担当課長と順次、決裁印を押すことになっており、今回の決裁文書は異例であることが判明した。しかしながら、事務決裁規程で市長が起案することを禁じているわけではない。

(3) 上記2件の決裁処理は、そもそもイレギュラーであることを市長自身も認めている。調査の中で、なぜそのような処理をしたのかについても明らかになった。

6月定例会で議決した業務の執行（市民意向調査）において、執行に必要な起案手続きに業務の滞りが発生した。そのため、10月30日の総合教育会議に学識経験者の見解が間に合わない事態も想定されたため、市長責任で自ら起案し決裁したことが明らかになった。

5. 委員会としての意見

調査結果（1）及び（2）については、イレギュラーな事務手続きであり、詳細な経緯の把握と改善策を明らかにする必要がある。

調査結果（3）は、行政全体の内部統制に関わる問題であり、実態把握と是正が必要である。

以上をふまえ、総務文教委員会としては、監査委員へ行政監査をおこなうことを要望する。